

船舶インシデント調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成28年9月12日 13時00分ごろ
発生場所	新潟県新潟港西区 新潟港西区西突堤灯台から真方位038° 180m付近 （概位 北緯37° 57.6′ 東経139° 04.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{トラス トニイガタ} TRUST NIIGATAは、航行中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年12月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート TRUST NIIGATA、5トン未満（長さ7.12m）
船舶番号、船舶所有者等	230-35494新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りを終えて新潟港西区を航行中、主機が停止して運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、燃料計を見て、燃料油がなくなっていることが分かり、携帯電話で海上保安庁に通報し、来援した巡視艇にえい航され、新潟港西区に着岸した。</p> <p>本船は、船体のほぼ中央に操舵室がある船内外機船で、計器盤に燃料計が付いていた。</p> <p>本船は、予備の燃料油を携行していなかった。</p> <p>船長は、係留地を出発する前に燃料計を確認し、燃料油量が半分程度になっていたが、ふだん、同程度の燃料油があれば、係留地と釣り場の往復ができていたので、燃料タンクの残油量で係留地と釣り場の往復ができると思った。</p> <p>船長は、ふだんよりもうねりが高く、本船の燃料消費量が増えていたと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、新潟港西区を航行中、燃料油が欠乏したことから、主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、燃料タンクの残油量で係留地と釣り場の往復ができると思って係留地を出発したものの、ふだんよりもうねりが高く、燃料油の消費量が増えたことから、燃料油が欠乏したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、新潟港西区を航行中、燃料油が欠乏し

	たため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 燃料油は、気象海象等の条件によって消費量が変わるので、余裕を持った量を携行すること。